

第20 連結散水設備

(令第28条の2, 則第30条の2及び則第30条の3, 平13年 告示第37号関係)

1 方式

(1) 開放型ヘッドを用いる方式

散水ヘッドとして開放型ヘッドを用いる連結散水設備とする場合は, 送水区域の数が一で, 散水ヘッドの数が10以下のものとし, かつ, その送水区域内における関係者が単一であること。

(2) 連結散水設備の代替としてスプリンクラー設備を設置する方式

スプリンクラー設備を技術上の基準の例に従い防火対象物の一部に設置する場合は, 連結散水設備の代替としてスプリンクラー設備を設置すること。

(3) 閉鎖型ヘッドを用いる方式

(1)及び(2)以外の場合は閉鎖型ヘッドを使用する連結散水設備とすること。

2 配管

配管は, 第2 屋内消火栓設備 3 (1), (6), (7), (9), (10), (12)までによるほか, 次によること。

(1) 閉鎖型散水ヘッドを用いる連結散水設備の配管にあつては, 次によること。

ア 配管の口径と閉鎖型散水ヘッドの関係は, 第20-1表によるものであること。

この場合, 枝管に取り付けるヘッドの数は, 配水管から片側5個を限度とするものであること。

第20-1表

ヘッドの合計個数	1個以下	2個以下	3個以下	5個以下	10個以下
配管の呼び径(a)	32	40	50	65	80

イ 高架水槽等へ連結する配管径は, 呼び径40A以上とすること。■

(2) 損失水頭は, 送水口のホース接続口から配管の末端ヘッドまでの損失水頭にヘッドの吐出水頭を加算して100m以下となるようにすること。この場合におけるヘッドの放水圧力及び放水量は, それぞれ0.5MPa, 180ℓ/min以上とすること。

(3) 送水口の直近の配管には, 逆止弁及び止水弁を設けること。■

3 送水口

送水口は, 第4 スプリンクラー設備 7, (1)及び(2), イによるほか, 次によること。

(1) 送水口は, 地階に至る出入口付近で, 前面道路等から容易に識別できる位置に設けること。■

(2) 送水口のホース接続口は, 送水区域ごとに設けること。ただし, 次のア及びイに該当する場合は, この限りではない。

ア 任意の送水区域を選択できる選択弁を設けてあること。

イ 各送水区域が耐火構造の壁、床及び特定防火設備である防火戸で区画されていること。

4 選択弁

前3, (2), アにより設ける選択弁は、次によること。

- (1) 一斉開放弁を制御する選択弁を用いる場合にあっては、送水区域に放水することなく一斉開放弁の作動試験ができるものであること。
- (2) 選択弁及び一斉開放弁は、火災の際延焼のおそれの少ない場所で、点検に容易な位置に設けること。

5 散水ヘッド

- (1) 則第30条の2第2号から第5号までに掲げる散水ヘッドの設備を要しない部分の運用については、第4 スプリンクラー設備10, (1), アからオまでをそれぞれ準用すること。
- (2) 散水ヘッドは、閉鎖型散水ヘッドとし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いること。■ただし、次のいずれかに該当する場所にあつては、開放型散水ヘッドを用いることができるものとし、この場合は認定品のものとする。

ア 散水ヘッドの取り付け面の高さが床面から8m以上となる場所

イ 大規模な空間を有し、一斉散水による消火の方が適当な場所

6 散水ヘッドの設置位置及び送水区域

- (1) 閉鎖型散水ヘッドを用いるもの

第3 スプリンクラー設備10, (3)及び(4), ア, (ア)から(エ)を準用するほか、次によること。

ア 各送水区域が接する部分の散水ヘッドの間隔は、第4 スプリンクラー設備12, (2), ウの例によること。ただし、各送水区域を耐火構造の壁、床又は特定防火設備である防火戸で区画した場合は、この限りではない。

イ 送水区域の末端には、則第14条第1項第5号の2イからハまでの規定及び第4 スプリンクラー設備9 (4)を除く。)の例により末端試験弁を設けること。

- (2) 開放型散水ヘッドを用いるもの

前(1)アによるほか、配置形ごとの散水ヘッド間隔は、第4 スプリンクラー設備第4-9図から第4-14図まで及び次の数値を参照すること。■

ア 正方形に配置する場合 5.2m

イ 長方形に配置する場合 7.4m

7 表示

- (1) 送水口に設ける標識は、「連結散水設備送水口」又は「連結散水送水口」と表示するものとし、大きさを30cm×10cm以上とすること。■

- (2) 送水口付近には、各送水区域、選択弁、送水系統を明示した大きさ20cm×20cm以上の標識板を設けること。■

(3) 選択弁設置位置には、当該弁である旨及び受持ち送水区域を明示した標識板を設けること。

8 屋内消火栓兼用方式

屋内消火栓設備を設置する防火対象物にあつては、連結散水設備の配管を屋内消火栓設備の配管に接続して、屋内消火栓設備の加圧送水装置を閉鎖型ヘッドの開放により、自動起動させて散水する方式（以下「閉鎖型ヘッド屋内消火栓兼用方式」という。）とすることができるが、その場合は、次の各号によること。

(1) 水源の水量

設置される閉鎖型ヘッドの当該設置個数（当該設置個数が5を超えるときは、5とする。）に1.2m³を乗じて得た量以上とすること。

(2) ポンプを用いる加圧送水装置

ア 屋内消火栓設備に必要な能力と閉鎖型ヘッド1個90ℓ/minに5を乗じて得た量以上を吐出する能力のうち大きいものを満たす能力とすること。

イ 加圧送水装置の起動は、流水検知装置及び起動用水圧開閉装置の作動によること。

(3) 流水検知装置、制御弁等は、スプリンクラー設備の例によること。

(4) 連結散水設備の主管は、原則として屋内消火栓設備の加圧送水装置の吐出部の直近に分岐して接続するほか、接続部分には、逆止弁及び止水弁を設けること。

(5) 送水口は、スプリンクラーの例によること。

(6) 送水口の直近の見やすい箇所に設ける標識には、「閉鎖型ヘッド屋内消火栓兼用方式」及び「（送水圧力○.○MPa）」と明示するものを加えること。

9 散水ヘッドを設けないことができる部分

(1) 第4 スプリンクラー設備 10, (1), イ（防災センター等）の場所は、則第30条の2の第3号に規定する「その他これらに類する室」として取り扱うことができること。

(2) 次の部分は令第32条の規定を適用し、散水ヘッドを設けないことができる。

ア 天井及び壁の仕上げが下地を含め不燃材料で造られ、かつ、可燃性の物品等が置かれていない次の部分

(ア) 政令別表第1 (10)項に掲げる防火対象物のプラットホーム、コンコース、その他これらに類する部分で、連結送水管の放水口を設置してある場合

(イ) 駐車場の傾斜路、カーリフト、その他これらに類する部分

(ウ) 開放型の廊下、通路、庇等のうち、第4 スプリンクラー設備 10, (1), カの例による場所

イ 他の部分と耐火構造の柱若しくは壁、床又は建基令第112条第14項第1号に規定する構造の防火設備等で区画されている次の部分

(ア) 無人の変電所等で可燃性の物品が置かれていない機器搬入路、通路等（天井

及び壁の仕上げが下地を含め不燃材料で造られ、かつ、電気室、機械室等への専用である場合に限る。)

(イ) 則第13条第3項第7号又は第8号に規定されている室

この場合、「その他これらに類する室」として取り扱うことができるものは、
第4 スプリンクラー設備10, (1)キ又はクを準用する。

ウ 第4 スプリンクラー設備10, (2), アからオまでに定める部分

エ 閉鎖型ヘッド方式としている場合の第4 スプリンクラー設備10, (2), カ又はク
の例による部分

オ 床面積が概ね50㎡未満である高天井部分（当該部分以外の部分には散水ヘッド
が設けられていること。）

カ 令第28条の2第4項の規定により連結散水設備の設置を要しないことができる
防火対象物の部分は次による連結送水管及び排煙設備が設置されている部分と
すること。

なお、地下4階以下の階または地盤面から深さ15m以上の階にあっては、連結
散水設備の設置を指導すること。

(ア) 連結送水管

放水口は消火活動拠点に設け、送水口には地階に放水口が設置されてある旨
を表示すること。

(イ) 排煙設備

a 加圧防排煙方式が望ましいこと。

b 則第29条第1号の規定の例による排煙上有効な開口部とすること。

10 連結散水設備を設置しないことができる防火対象物

主要構造部を耐火構造としたもので外周（外壁）が2面以上及び周長の2分の1
以上がドライエリアその他の外気（以下この項において「ドライエリア」という。）
に開放されており、かつ、次の条件のすべてを満足する防火対象物は、令第32条の
規定を適用し連結散水設備の設置を要しないことができるものとする。

(1) ドライエリア等に面して消火活動上有効な開口部（直径1m以上の円が内接する
ことができる開口部又はその幅および高さがそれぞれ0.75m以上及び1.2m以上の
開口部）を2以上有し、かつ、当該開口部は則第5条の2第2項各号（第2号を除
く。）の規定に該当するものであること。

(2) 開口部が面するドライエリア等の幅は、当該開口部がある壁から2.5m以上である
こと。ただし、消火活動上支障のないものはこの限りではない。

(3) ドライエリア等には、地上からその底部に降りるための傾斜路、階段等（以下
この項において「傾斜路等」という。）の施設が設けられていること。

(4) ドライエリア等の面する部分の外壁の長さが30mを超えるものは、2以上の傾斜
路等を有すること。